

県税のあらまし

個人県民税

この税は、県が行う行政サービスに必要な経費を広く県民の皆さんに負担してもらうことを目的とした税金で、前年中に一定の所得のあった県民の方に課税されます。

個人県民税と個人市町村民税をあわせて一般に個人住民税といい、課税と徴収は各市町村で行います。

納める人

毎年1月1日現在で

県内に住所のある人……………均等割と所得割

県内に事務所、事業所又は別荘などの家屋敷を持って

いる人で、その所在する市町村に住所のない人……………均等割

・均等割：所得の多少に関わらず同じ額を納めます。

・所得割：前年中の所得の額に応じて納めます。

納める額

区 分	税 額
均 等 割	2,000円(注1・注2・注3)
所 得 割	課税所得の4%

市町村民税の税率は課税所得の6%で、個人住民税合計で課税所得の10%となります。

(注1)平成18年度から宮崎県森林環境税として500円が加算されています。

(注2)平成26年度から令和5年度までの間、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、500円が加算されます。この加算による税収は、県が実施する防災・減災事業に充てられます。

(注3)令和6年から国の森林環境税として、1,000円が加算されます。

所得割の計算方法

$$\left[\begin{array}{l} \text{前年の} \\ \text{収入金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(1)必要経費(事業専従者控除を含む)} \\ \text{(2)給与所得控除(サラリーマンの場合)} \\ \text{(3)公的年金等控除(年金受給者の場合)} \end{array} \right] - \text{(4)所得控除額} = \text{課税所得金額}$$
$$\text{課税所得金額} \times \text{税率} - \text{(5)税額控除} = \text{所得割額}$$

(注)土地・建物などの譲渡所得、山林所得及び退職所得は、別の計算方法で計算されます。

各種控除

(1)専従者控除

事業主と生計を一にする15歳以上の親族で、もっぱら事業に従事する人がいる場合には、次の金額が必要経費になります。

区 分	控 除 額
青色申告	青色事業専従者に支払った適正な給与額
白色申告	事業専従者1人につき、次のいずれか低い方の金額 50万円(事業専従者が事業を行う人の配偶者である場合は86万円) 事業専従者控除前の所得金額÷(事業専従者+1)

(2) 給与所得控除

給与収入の金額(年収)	控除額
162万5千円以下	55万円
162万5千円超180万円以下	給与の収入金額×40% - 10万円
180万円超360万円以下	給与の収入金額×30% + 8万円
360万円超660万円以下	給与の収入金額×20% + 44万円
660万円超850万円以下	給与の収入金額×10% + 110万円
850万円超	195万円

(注) 実際は、給与収入の金額が660万円未満の場合、所得税法別表第5により給与所得控除後の金額が求められます。

(3) 公的年金等控除

年齢区分	公的年金等の収入金額	控除額
65歳以上	330万円未満の場合	110万円
	330万円以上410万円未満	収入金額×25% + 27万5千円
	410万円以上770万円未満	収入金額×15% + 68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	収入金額×5% + 145万5千円
	1,000万円以上	195万5千円
65歳未満	130万円未満の場合	60万円
	130万円以上410万円未満	収入金額×25% + 27万5千円
	410万円以上770万円未満	収入金額×15% + 68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	収入金額×5% + 145万5千円
	1,000万円以上	195万5千円

(注) 年齢は、前年の12月31日現在の年齢によります。

公的年金等収入以外の所得が1,000万円以下の場合の控除額になります。

(4) 所得控除

種類	令和5年度住民税の所得控除額	(参考)令和4年分 所得税の所得控除額
雑損控除	かのうち多い額 〔損失額 - 保険金等の 補てん額〕 - 〔総所得 × 10% 金額等〕 災害関連支出の金額 - 50,000円	同左
医療費控除 (a)	令和4年中に支払った医療費 (保険金等の補てん額を除く) 控除限度額:200万円	〔総所得 × 5% 金額等〕 (10万円超のときは10万円)
セルフメディ ケーション税 制(b)	令和4年中に支払った特定 一般用医薬品等購入費 (保険金等の補てん額を除く) 最高限度額:88,000円	〔注〕同左 (令和4年中に支払 った医療費・購入費の額 で計算)
社会保険料 控除	令和4年中に支払った金額	令和4年中に支払った 金額
小規模企業 共済等掛金控除	令和4年中に支払った金額	令和4年中に支払った 金額
生命保険料 控除	平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約) 一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料のそれぞれについて 最高28,000円 (3つの控除を合計した適用限度額は70,000円)	
	最高40,000円 (3つの控除を合計した適用限度額は120,000円)	
	平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約) 一般生命保険料、個人年金保険料のそれぞれについて 最高35,000円 (2つの控除を合計した適用限度額は70,000円)	
	最高50,000円 (2つの控除を合計した適用限度額は100,000円)	
(注) の新契約と の旧契約の両方の支払保険料について、一般生命保 険料控除又は個人年金保険料控除を受ける場合の控除額は 最高28,000円		
最高40,000円		

種類	令和5年度住民税の所得控除額	(参考)令和4年分所得税の所得控除額
地震保険料控除	支払地震保険料×1/2 最高25,000円 旧長期損害保険料 最高10,000円	支払地震保険料 最高50,000円 旧長期損害保険料 最高15,000円
(注)、の両方が適用できる場合、最高額はの金額となる。		
障害者控除	本人・控除対象配偶者・扶養親族 (一人につき)……………26万円 (特別障害者(＃))……………30万円 (同居特別障害者(＃))……………53万円	……………27万円 ……………40万円 ……………75万円
寡婦控除	本人が寡婦……………26万円	……………27万円
ひとり親控除	本人がひとり親……………30万円	……………35万円
勤労学生控除	本人が勤労学生……………26万円	……………27万円
配偶者控除	一般の配偶者……………最高33万円	……………最高38万円
	70歳以上の配偶者……………最高38万円	……………最高48万円
配偶者特別控除	……………最高33万円	……………最高38万円
扶養控除	一般の控除対象扶養親族……………33万円	……………38万円
	19歳以上23歳未満の控除対象扶養親族 ……………45万円	……………63万円
	70歳以上の控除対象扶養親族 ……………38万円	……………48万円
	70歳以上の同居の親等 ……………45万円	……………58万円
基礎控除	……………最高43万円	……………最高48万円

(注1) 令和5年度の住民税は、令和4年中の所得にかかります。

(注2) 8ページ(a)又は(b)のどちらかの選択になり、申告後は変更できません。

(注3) 寡婦控除から扶養控除までは、所得要件があります。

(注4) ひとり親とは、現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死不明などの人のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする子がいること、本人の前年の合計所得金額が500万円以下であること、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないことの要件を満たす人をいいます。

(注5) 控除対象扶養親族とは、16歳以上の扶養親族をいいます。

(5) 税額控除

以下の控除があります。

調整控除、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

非課税

- 次の人には、均等割、所得割ともに課税されません。
生活保護法による生活扶助を受けている人
障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の人
- 次の人には、均等割は課税されません。
前年中の合計所得金額が、市町村の条例で定める金額以下の人
- 次の人には、所得割は課税されません。
前年中の総所得金額等が、次の算式で計算した金額以下の人
35万円×(控除対象配偶者・扶養親族の数+1)+42万円
控除対象配偶者・扶養親族がいない場合には、45万円

申告と納税

1 申告

前年1年間(1月1日から12月31日)の所得について、3月15日までに1月1日現在の住所所在地の市町村へ申告します。所得税の確定申告をした人、給与所得のみの人又は公的年金等に係る所得のみの方は、申告の必要はありません。

2 納税

給与所得者の方……通常6月から翌年5月までの12回に分けて給与支払者(特別徴収義務者)が毎月の給料から差し引いて納めます。

給与所得者以外の方……通常6月、8月、10月、翌年の1月の4回にわけて、市町村から送付される納税通知書で市町村民税とあわせて納めます。

公的年金受給者の方 下記「公的年金からの特別徴収制度について」

公的年金からの特別徴収制度について

65歳以上の公的年金受給者(その年度分の支給額が18万円以上の場合に限る。)で、個人住民税の納税義務のある方は、公的年金から個人住民税が特別徴収(天引き)されます。

また、65歳未満で公的年金を受給している給与所得者の方は、平成22年度から公的年金にかかる所得割額を、給与から差し引いて納めることができるようになりました。

詳しくは、お住まいの市町村住民税担当課までお問い合わせください。



個人住民税の寄附金控除制度

平成20年度税制改正により、個人住民税における寄附金控除制度の仕組みが以下のとおりになっております。

「都道府県、市町村に対する寄附金」以外の寄附金

対象寄附金	・住所地の 都道府県共同募金会 } に対する寄附金 日本赤十字社支部 }
控除方式	・都道府県、市町村が条例指定した寄付(下記)
控除率	・都道府県指定寄附金: 道府県民税から4% } 税額 ・市町村 " : 市町村民税から6% } 控除
控除対象限度額	総所得金額等の30%
適用下限額	2千円

宮崎県が条例で指定した寄附金(県内に主たる事務所のある下記の法人等に対するもの)

1 指定寄附金(財務大臣が指定する寄附金)

国立大学法人宮崎大学、公立大学法人宮崎公立大学、公立大学法人宮崎県立看護大学
(大学の設置・運営の業務等に充てられるものに限る。)

2 特定公益増進法人への寄附金

独立行政法人 地方独立行政法人

自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び
日本赤十字社

公益社団法人及び公益財団法人

特定公益増進法人の認定を受けている特例民法法人への寄附金は、経過措置により認定を受けている期間中は控除の対象となります。

学校法人

特定公益増進法人である旨の証明を受けている法人に対する寄附金(入学寄附金を除く。)

社会福祉法人 更生保護法人

ただし、学校法人、社会福祉法人については、県内に主たる事務所を有しない法人であっても、県内に施設を設置していれば対象となる場合があります。

3 認定特定公益信託の信託財産とするために支出したもの

一定の要件を満たすものとして証明がされた特定公益信託(知事又は教育委員会の所管に属するもの)

4 認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)への寄附金

一定の要件を満たすものとして国税庁長官又は都道府県知事の認定を受けた特定非営利活動法人に対する寄附金

都道府県、市町村に対する寄附金(いわゆる「ふるさと納税」)

対象寄附金	都道府県、市町村
控除方式	税額控除方式
控除率	都道府県、市町村に対する寄附金のうち、適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除 <計算方法> 次の と の合計額について税額控除 (寄附金(1) - 2千円) × 10% (寄附金(1) - 2千円) × (90% - (0 ~ 45% × 1.021)) (2) 1: 複数の地方公共団体に寄附した場合、その合計額 2: の額は、個人住民税所得割額の2割を限度 (平成26年度分以前については1割) } 寄附者に適用される 所得税の限界税率 }
控除対象限度額	総所得金額等の30% (「都道府県、市町村への寄附金以外の寄附金」との合計額)
適用下限額	2千円

(注)・所得税と異なり、寄附を行った年の翌年度分の個人住民税から控除されます。

・寄附金控除の適用を受けるためには、原則としてお住まいの市町村、税務署への申告が必要です。

ふるさと納税ワンストップ特例制度

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは、確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で個人住民税の寄附金控除が受けられる制度のことです。

1 ふるさと納税ワンストップ特例制度を受けられる方

次の～を満たす方に限られます。

平成27年4月1日以後にふるさと納税を行っている方

対象年中のふるさと納税の寄附先が5つの地方団体以下の方

ふるさと納税による寄附金控除を受ける目的とは別に、所得税や住民税の申告をする必要がない方

給与所得のみの方でも医療費控除等の各種控除、株式などの所得を申告する方など、確定申告が必要な方は対象外となります。

特例申請を行った場合でも、確定申告又は市・県民税の申告が行われた場合は、特例申請はなかったものとみなされます。この場合は、ふるさと納税に伴う寄附金控除も含めた内容により、確定申告又は市・県民税の申告手続きを行う必要があります。

2 ふるさと納税ワンストップ特例制度を受けるための手続き

ふるさと納税を行った団体に「特例申請書(寄附金税額控除に係る申告特例申請書)」を提出する必要があります。

また、転居による住所変更など、提出済みの特例申請書の内容に変更があった場合は、ふるさと納税した翌年の1月10日までに特例申請書を提出した団体に対し、変更届出書を提出していただく必要があります。

手続の詳細はふるさと納税を行った各地方団体におたずねください。

住宅ローン控除制度について

令和4年から令和7年12月末までに入居し、所得税の住宅借入等特別控除を受けている方のうち、所得税から控除しきれなかった額がある場合、翌年度分の個人住民税から次の金額の範囲内で控除されます。

居 住 年	控 除 限 度 額	控除期間
令和4年1月～令和5年12月	課税総所得金額等の5% (最高9.75万円)	13年間
令和6年1月～令和7年12月	課税総所得金額等の5% (最高9.75万円)	10年間

利子割県民税

この税は、銀行などの金融機関から受け取る利子等について、支払の際に課税されるものです。

納める人

県内に所在する金融機関等の営業所を通じて、利子等の支払を受ける個人
(金融機関が利子等の支払の際に利子割県民税を徴収し、県に納めます。)

納める額

支払いを受けるべき利子等の額の5% (同時に所得税及び復興特別所得税15.315%が課税されます。)

利子等とは、公社債及び預貯金のほか、定期積金や抵当証券、一時払養老保険等の金融類似商品の利子収益も含まれます。

平成28年1月1日以後に支払を受ける特定公社債等の利子等については、利子割県民税の課税対象から除外され、配当割の課税対象となりました。(詳細はP14「県民税配当割」を参照)

非課税

次のような非課税制度があります。

(1) 障害者等に係る利子等

少額預金非課税制度(マル優)……………元本350万円まで

少額公債非課税制度(特別マル優)……………元本350万円まで

障害者等とは、遺族年金を受け取ることができる妻である人、身体障害者手帳の交付を受けている人など、一定の要件に該当する人をいいます。

(2) 勤労者が行う財形貯蓄の利子等

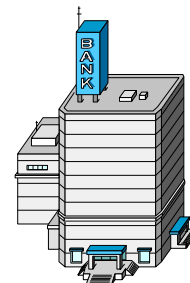
財形住宅貯蓄

財形年金貯蓄……………元本の合計550万円まで

(3) 非居住者又は外国法人が支払を受ける利子等

(4) その他所得税において非課税とされる利子等

(当座預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金等)



申告と納税

金融機関が、毎月分を翌月10日までに申告し、納めます。

市町村への交付

県に納入された利子割県民税のうち、個人に対する部分の59.4%が県内の市町村に対して交付されます。

県民税配当割

この税は、株式会社等から受け取る一定の配当等について、支払の際に課税されるものです。

納める人

県内の住所を所有する個人で一定の配当等の支払を受ける個人
(株式会社等が特定配当等の支払の際に県民税配当割を徴収し、県に納めます。)

納める額

支払いを受けるべき特定配当等の額の5% (同時に所得税及び復興特別所得税15.315%が課税されます。)

特定配当等とは、大口株主(発行済株主総数の3%以上を所有している株主)の配当を除く上場株式等の配当等のほか、特定公社債等の利子等及び特定投資法人の投資口の配当等が含まれます。

特定公社債等について

平成28年1月1日以後に支払を受ける特定公社債等の利子等については、利子割県民税の課税対象から除外され、配当割の課税対象となりました。

特定公社債等とは次のものをいいます。

- ・特定公社債(国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債 等)
- ・公募公社債投資信託の受益権
- ・証券投資信託以外の公募投資信託の受益権
- ・特定目的信託(公募のものに限る)の社債的受益権

申告と納税

株式会社等が、毎月分を翌月10日までに申告し、納めます。

ただし、源泉徴収口座内に受け入れた配当等にかかる分については、株式会社等が年間分を一括して翌年の1月10日までに申告し、納めます。(平成22年1月1日より、源泉徴収口座内で株式等譲渡所得との損益通算ができるようになり、県民税株式等譲渡所得割と同じ方法で申告し、納めることとなりました。)

個人の申告は不要ですが、申告した場合には、住所所在の市町村及び都道府県が所得割により課税し、所得割額から配当割相当額を控除します。

市町村への交付

県に納入された県民税配当割のうち、59.4%が県内の市町村に対して交付されます。

県民税株式等譲渡所得割

この税は、一定の特定口座(源泉徴収口座)における上場株式等の譲渡にかかる所得等について、支払の際に課税されるものです。

源泉徴収口座とは、証券会社に特定口座を開設した場合に、所得税において特定口座内で生じる所得に対して源泉徴収することを選択した口座です。

納める人

1月1日現在、県内に住所を有する個人で、一定の特定口座(源泉徴収口座)における上場株式等の譲渡の対価の支払いを受ける個人

(証券会社が譲渡による所得等の支払の際に県民税株式等譲渡所得割を徴収し、県に納めます。)

納める額

源泉徴収口座における株式等譲渡所得等の額の5%(同時に所得税及び復興特別所得税15.315%が課税されます。)

申告と納税

証券会社等が、年間分を一括して、翌年の1月10日までに申告し、納めます。

個人の申告は不要ですが、申告した場合には、住所所在の市町村及び都道府県が所得割により課税し、所得割額から株式等譲渡所得割相当額を控除します。

市町村への交付

県に納入された県民税株式等譲渡所得割のうち、59.4%が県内の市町村に対して交付されます。

少額投資非課税制度と配当割・株式等譲渡所得割

平成26年1月1日より、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(通称:NISA)が開始されました。

NISAとは、平成26年から令和5年までの10年間、専用の非課税口座における毎年120万円(平成26年分及び平成27年分は100万円)を上限とする新規購入分を対象に、その配当や譲渡益を最長5年間非課税にする制度です。

平成28年1月1日より、20歳未満を対象とする「ジュニアNISA」(非課税投資の上限80万円)が開始されています。

平成30年1月1日から、非課税累積投資契約に係る非課税措置「積立型NISA」(非課税期間20年、投資の上限40万円、NISAとは選択適用)が開始されました。

令和6年から年間投資額の拡大等、NISA制度の抜本的拡充・恒久化が行われます。

当該非課税措置に係る配当金の金額は、「県民税配当割」が非課税となります。

また、当該非課税措置に係る譲渡益は、源泉徴収選択口座内の譲渡益に該当しないため、「県民税株式等譲渡所得割」の課税対象ではありません。

個人事業税

この税は、個人で事業を行う場合にはその事業活動を行うにあたって、さまざまな行政サービスを受けていることから、その経費の一部を負担していただくために前年中に一定の事業所得があった方に課税されます。

納める人

県内に事務所(事業所)を持ち、下記の表に掲げる事業を行っている個人

納める額

$$\boxed{\text{税 額}} = \boxed{\text{事業の課税所得金額}} \times \boxed{\text{税 率}}$$

事業の課税所得金額とは、前年度の事業の総収入金額から必要経費を差し引き、事業専従者控除、繰越控除、事業主控除等の各種控除を行った後の金額です。

必要経費とは、商品や製品の売上原価、土地、家屋その他事業を行うために必要な物件の修繕費又は借入料、事業用固定資産の減価償却費、公租公課(事業税、固定資産税、自動車税等)、使用人の給与等で、事業の収入をあげるために必要な一切の経費をいいます。

区 分	事 業 の 種 類					税率
第一種事業 (37業種)	物品販売業	運送取扱業	写 真 業	演劇興行業	金銭貸付業	5%
	旅館業	席貸業	遊技場業	飲食店業	料理店業	
	商品取引業	遊覧所業	物品貸付業	広告業	不動産売買業	
	製造業	不動産貸付業	船舶定係場業	請負業	電気供給業	
	倉庫業	代理業	周旋業	両替業	駐車場業	
	仲立業	案内業	興信所業	出版業	問屋業	
	電気通信事業	土石採取業	印刷業	冠婚葬祭業	運送業	
	公衆浴場業のうちサウナなど	保険業				
第二種事業 (3業種)	畜産業	水産業	薪炭製造業			4%
第三種事業 (30業種)	医 業	公証人業	設計監督者業	公衆浴場業のうち銭湯		5%
	歯科医業	弁理士業	不動産鑑定業	歯科衛生士業	薬剤師業	
	税理士業	デザイン業	歯科技工士業	獣医業	公認会計士業	
	諸芸師匠業	測量士業	弁護士業	計理士業	理容業	
	土地家屋調査士業	司法書士業	社会保険労務士業	美容業	海事代理士業	
	行政書士業	コンサルト業	クリーニング業	印刷製版業		
	あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道 整復その他の医業に類する事業			装蹄師業		3%

(注) 家族などの自家労力を主としている第二種事業(家族や同居の親族の年間労働日数が全体の2分の1を超える場合)、また、両眼の視力を喪失した者及び両眼の視力が0.06以下の視力障害者が行うあん摩・はり等の事業には、事業税はかかりません。

各種控除

種 類	青色申告者	白色申告者
1 事業専従者控除 生計を一にする15歳以上の親族で、もっぱら当該事業に従事する方がいる場合	事業専従者に支払われた給与額を控除できます。	配偶者………86万円 配偶者以外…50万円
2 損失の繰越控除 事業所得が損失(赤字)となる場合	損失の生じた年の翌年から3年にわたって控除できます。	控除できません。
3 被災事業用資産の損失の繰越控除 地震・風水害・火災などにより事業用の資産(建物・機械・車両など)が被害を受け、損失が生じた場合	損失の生じた年の翌年から3年にわたって控除できます。	
4 事業用資産の譲渡損失控除および事業用資産の譲渡損失繰越控除 事業に使っていた資産のうち、土地や建物以外の機械・車両などを譲渡したため損失が生じた場合	損失の生じた年および翌年から3年にわたって控除できます。	損失の生じた年のみ控除できます。
5 事業主控除	年額290万円控除できます。 (事業を行った期間が1年未満の場合は月割計算します。)	

事業専従者控除前の所得金額

(注)白色申告者の事業専従者控除は、 $\frac{\text{事業専従者控除前の所得金額}}{\text{事業専従者数} + 1}$ の方が額が低い場合には、その金額が控除額となります。

申告と納税

1 申 告

毎年3月15日までに前年分の事業の所得について申告します。
所得税の確定申告書、住民税の申告書を提出した人は、申告の必要はありません。
年の途中で事業を廃止した人は、廃止した日から1か月以内(死亡により事業を廃止した場合は4か月以内)に申告します。

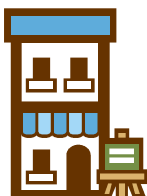
2 納 税

県税・総務事務所から送付される納税通知書により、8月と11月の2回に分けて納めます。
ただし、税額が10,000円以下の場合は、8月にその全額を納めます。

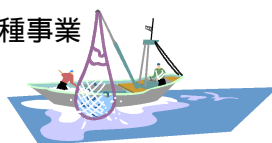
**個人事業税の納税は、
便利な口座振替を利用しましょう。**

個人事業税は、電話、電気、水道料金などのように預金口座からの振替による納税ができ、大変便利です。是非ご利用ください。

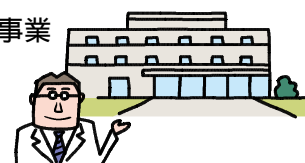
第一種事業



第二種事業



第三種事業



法人県民税

この税は、会社などの法人も私たち個人と同様に法律上の権利・義務をもち、さまざまな活動を行っていることから、県の行政に必要な経費を個人と同様広く負担してもらうという意味で設けられたもので、県内に事務所又は事業所等を有する法人に課税されます。

納める人

県内に事業所(本店・支店・工場など)がある法人(法人格のない社団又は財団で収益事業を行っており、代表者又は管理人の定めのあるものを含む。) ……均等割と法人税割
 県内に事業所はないが、寮・宿泊所・クラブなどを持っている法人 ……均等割

- ・均等割とは、法人が資本金等の額に応じて一律に納めるものです。
- ・法人税割とは、法人が法人税(国税)の額に応じて納めるものです。

納める額(均等割)

区 分	税 率
ア 公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの イ 法人格のない社団又は財団で収益事業を行うもの ウ 一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人を含む) エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金又は出資金の額を有しないもの(ア～ウを除く) オ 資本金等の額が一千万円以下であるもの	21,000円
資本金等の額が一千万円を超え、一億円以下である法人	52,500円
資本金等の額が一億円を超え、十億円以下である法人	136,500円
資本金等の額が十億円を超え、五十億円以下である法人	567,000円
資本金等の額が五十億円を超える法人	840,000円
<p>アについて、公共法人とは法人税法第2条第5号に規定する法人、公益法人等とは地方税法第24条第5項に規定する法人(法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合など)をいいます。平成18年4月1日以後に開始する事業年度から均等割額について5%超過課税(森林環境税)を実施しています。</p> <p>平成27年4月1日以後に開始する事業年度における「資本金等の額」については、無償減資・資本準備金の取り崩し額(欠損てん補等)を控除するとともに、無償増資の額を加算する措置が講じられます。</p> <p>平成27年4月1日以後に開始する事業年度において、「資本金等の額」が「資本金」と「資本準備金」の合算額又は出資金の額に満たない場合は、当該額(「資本金」と「資本準備金」の合算額又は出資金の額)を均等割の税率区分の基準とします。</p>	

納める額(法人税割)

法人の区分	税率		
	平成26年9月30日までに開始する事業年度	平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社	5.8%	4.0%	1.8%
資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人で法人税額が年一千万円を超えるとき	5.8%	4.0%	1.8%
資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人で法人税額が年一千万円以下のとき	5.0%	3.2%	1.0%

県では、社会保障関係費や公共施設等の老朽化対策に要する経費の財源確保を目的として、法人県民税の法人税割について、0.8%の超過課税を実施しています。御理解と御協力をお願いします。

申告と納税

申告の種類により次のように分類されます。

申告の種類	納める額	申告と納税の期限
1 中間申告 〔事業年度が6月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人は、次の(1)か(2)を選ぶ〕	(1) 予定申告 前事業年度の法人税割額 $\times 6 \div$ 前事業年度の月数 + 均等割額 \times 算定期間中に事務所等を有していた月数 $\div 12$	事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内
	(2) 仮決算に基づく中間申告 法人税額 \times 税率 + 均等割額	
2 確定申告	(法人税額 \times 税率 + 均等割額) - 中間納付額	事業年度終了の日から2月(会計監査人の監査を受けることなどの理由によって決算が確定しない法人にあっては6月)以内
3 修正申告	(1) 申告した県民税額に不足額があったとき 法人税の総額 \times 税率	すみやかに提出・納税 法人税額を納付すべき日
	(2) 法人税について修正申告をしたとき又は更正を受けたとき - 既納付額	
4 公共法人、公益法人等で収益事業を行わないもの	均等割額	4月30日

- (注) 1 清算中の法人、解散法人、合併法人については、特別の規定があります。
2 2以上の都道府県に事務所がある法人の法人税割額は、関係都道府県ごとの従業者数を基準にして、あん分計算した税額を申告し、納めることになっています。

法人事業税

この税は、会社などの法人も事業を行う場合には道路や港湾などの各種の公共施設を利用するなどの行政サービスを受けていることから、その経費を負担していただくために、県内に事務所又は事業所を有する法人に課税されます。

納める人

県内に事業所(本店・支店・工場など)を有し、事業を行っている法人
法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ収益事業を行っているもの

納める額

法人の区分	課税標準	税率			
		令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度	
普通法人(資本金又は出資金の額が1億円以下)					
下記以外の法人	所得金額	年400万円以下の所得	3.5%		
	所得金額	年400万円を超え800万円以下の所得	5.3%		
	所得金額	年800万円を超える所得	7.0%		
資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所等を有する法人	所得金額		7.0%		
特別法人 (協同組合、信用金庫、医療法人等)					
下記以外の法人	所得金額	年400万円以下の所得	3.5%		
	所得金額	年400万円を超える所得	4.9%		
資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所等を有する法人	所得金額		4.9%		
収入金額課税法人、収入金額等課税法人					
ガス供給業、保険業、貿易保険業	収入金額		1.0%		
特定ガス供給業	収入金額		-	0.48%	
	付加価値額		-	0.77%	
	資本金等の額		-	0.32%	
電気供給業	送配電事業		収入金額	1.0%	
	発電事業、小売電気事業				
	資本金又は出資金の額が1億円超	収入金額	1.0%	0.75%	
		付加価値額	-	0.37%	
		資本金等の額	-	0.15%	
	資本金又は出資金の額が1億円以下	収入金額	1.0%	0.75%	
		所得金額	-	1.85%	

- (注) 1 上記の所得金額の区分は、事業年度が1年の場合です。1年未満の場合は、月割計算します。
2 ガス供給業は、導管ガス供給業に限ります(それ以外のガス供給業は、所得金額課税となります。)

申告と納税

申告の種類により次のように分類されます。

申告の種類		納める額	申告と納税の期限
1 中間申告 〔事業年度が6月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人は、次の(1)か(2)を選ぶ〕	(1) 予定申告	前事業年度の \div 前事業年度の月数 $\times 6$ 事業税額	事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内
	(2) 仮決算に基づく中間申告	仮決算の所得金額 \times 税率	
2 確定申告		所得等金額 \times 税率 - 中間申告額	事業年度終了の日から2月(会計監査人の監査を受けることなどの理由によって決算が確定しない法人にあっては6月)以内
3 修正申告	(1) 申告した所得等金額等に不足があったとき	増加した所得等金額 \times 税率	すみやかに提出・納税
	(2) 申告後に、税務署の更正または決定を受けたとき	増加した所得等金額 \times 税率	税務署が更正または決定の通知をした日から1月以内

- (注) 1 清算中の法人、解散法人、合併法人については、特別の規定があります。
 2 2以上の都道府県に事務所がある法人は、事業の種類によって従業者数、事務所数などを基準にして、関係都道府県ごとにあん分計算した税額を申告し、納めます。
 3 申告と納税などは、法人県民税と併せて行います。

市町村への交付

県に納入された法人事業税のうち、7.7%が県内の市町村に対して交付されます。

移転価格税制に係る徴収猶予

租税条約の相手国との相互協議を開始した場合に法人事業税が徴収猶予されます。(法人県民税の法人税割も同様。)

徴収猶予は国税に対して相互協議の申し立てがあり、かつ法人から都道府県に徴収猶予の申請があった場合に適用されます。

外形標準課税制度

平成16年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人を対象として、外形標準課税制度が導入されました。

対象法人

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

税額

法人事業税 = 所得割額 + 付加価値割額 + 資本割額

課税標準

- 1 所得割……………所得
- 2 付加価値割……………付加価値額(報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料 ± 単年度損益)
報酬給与額が収益配分額(報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料)の70%を超える場合には当該超える額を控除
- 3 資本割……………資本金等の額
資本金等の額のうち1,000億円を超える部分を段階的に圧縮

税率

区分等	課税標準	税率				
		平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
所得割	所得のうち年400万円以下の金額	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%	1.0%
	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%	
	所得のうち年800万円を超える金額	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	
	3以上の都道府県に事業所等を有する法人の所得	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	
付加価値割	付加価値額	0.48%	0.72%	1.2%	1.2%	1.2%
資本割	資本金等の額	0.2%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%

申告納付

- 1 中間申告納付
対象法人は、前事業年度実績又は仮決算に基づく法人事業税額の申告納付を行います。
- 2 確定申告納付
対象法人は、確定した決算に基づく法人事業税額の申告納付を行います。

特別法人事業税(国税)

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税が創設されました。

このうち、特別法人事業税は、消費税10パーセント段階において復元される法人事業税(所得割・収入割)の一部(法人事業税の約3割)を分離し、創設されました。

納める人

法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務者

税率

法人の区分等	課税標準	税率		
		令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税対象法人		260.0%	260.0%	260.0%
所得割額によって法人事業税を課税される特別法人	基準法人所得割額	34.5%	34.5%	34.5%
所得割額によって法人事業税を課税される法人		37.0%	37.0%	37.0%
収入割額によって法人事業税を課税される法人	発電事業	基準法人収入割額	30.0%	40.0%
	小売電気事業			
	特定卸供給事業			
	特定ガス供給業			
上記以外の法人	-	-	62.5%	
	30.0%	30.0%	30.0%	

(注)特定卸供給事業は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

申告納付

法人事業税と併せて申告納付します。

賦課徴収

都道府県において法人事業税と併せて行います。

国への払込み

都道府県は、特別法人事業税として申告納付された分を当該納付があった月の翌々月の月末までに国に払い込みます。

特別法人事業譲与税

この税は、都道府県が賦課徴収し国に払い込んだ特別法人事業税の税収を、各都道府県の人口であん分して国が再び都道府県に譲与するものです。

譲与の基準

各都道府県の人口であん分します。

人口は官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいいます。

譲与の時期

毎年度、5月、8月、11月及び2月に譲与されます。

地方法人特別税(国税)

この税は、偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として創設されたもので、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から導入されました。

令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって廃止され、法人事業税に還元されました。

納める人

法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務者

税率

法人の区分	課税標準	税率			
		平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度	平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度
付加価値割額、資本割及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	基準法人所得割額	148.0%	67.4%	93.5%	414.2%
所得割額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	基準法人所得割額	81.0%	43.2%	43.2%	43.2%
収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率	基準法人収入割額	81.0%	43.2%	43.2%	43.2%

申告納付

法人事業税と併せて申告納付します。

賦課徴収

都道府県において法人事業税と併せて行います。

国への払込み

都道府県は、地方法人特別税として申告納付された分を当該納付があった月の翌々月の月末までに国に払い込みます。

地方法人特別譲与税

この税は、都道府県が賦課徴収し国に払い込んだ地方法人特別税の税収を、各都道府県の人口と従業者の数であん分して国が再び都道府県に譲与するものです。

地方法人特別譲与税の譲与の基準は次のとおりで、平成21年度から譲与されています。

譲与の基準

地方法人特別税の収入額のうち1/2を人口、1/2を従業者数であん分して譲与します。

今回の改正による減収額が、財源超過額の1/2を超える場合、減収額の1/2を限度として、当該超える額を譲与税に加算します。

(上記の基準は、当該加算額を除いた額について適用されません。)

人口は国勢調査によって調査した人口、従業者数は事業所統計によって調査した従業者数です。

譲与の時期

毎年度、5月、8月、11月及び2月に譲与されます。

不動産取得税

この税は、土地、家屋を取得した人に対して課税されるものです。

納める人

売買、交換、贈与、建築(新築、増築、改築)等により、不動産を取得した人
「不動産の取得」とは、不動産の所有権を取得することをいいます。

この場合、登記の有無やその取得が有償であるか無償であるかは問いません。

また、登記の取得の原因を「錯誤」や「真正な登記名義の回復」とする場合であっても、所有権の取得が認められる限り課税されます。

納める額

取得したときの不動産の価格の4%です。

ただし、土地及び住宅については、令和6年3月31日までに取得した場合は3%となります。
(住宅以外の家屋は4%)

- 1 「不動産の価格」とは、実際の購入価格や建築工事費ではなく、原則として市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格をいいます。ただし、新築住宅などで価格が登録されていない場合は、知事が固定資産評価基準によって決定した価格をいいます。
- 2 農地法第5条の許可に係る農地を取得した場合の「不動産の価格」とは、当該不動産の本来の用途となる地目で価格を決定し、その価格から造成費相当額を控除した価格をいいます。
- 3 宅地及び宅地に比準して評価する土地(市街化区域農地など)については、令和6年3月31日までに取得した場合は登録価格の2分の1の額とする負担軽減措置が設けられています。

免税点

取得した不動産の価格が次のような場合には、不動産取得税は課税されません。

取得した土地の価格が10万円未満の場合

建築(新築・増築・改築)した家屋の価格が23万円未満の場合

建築以外の原因(売買・贈与等)により取得した家屋の価格が12万円未満の場合

非課税

次のような場合には、不動産取得税は課税されません。

相続により不動産を取得した場合

法人の合併又は分割により不動産を取得した場合(一定の要件があります。)

公共的用途に供する不動産を取得した場合(広く不特定多数の人の利用に供するもので、法律で定める一定の要件に該当するものが対象となります。)

(例) 社会福祉法人や医療法人等が老人福祉施設として使用する不動産

申告と納税

1 申告

不動産を取得した日から60日以内に、その不動産所在地を管轄する県税・総務事務所に申告します。ただし、不動産を取得した日から60日以内に登記を申請した場合には、原則として申告は不要となります。

2 納税

県から送付される納税通知書により、納税通知書に記載されている納期限までに納めます。

住宅に関する軽減

取得した住宅が、次の要件に該当する場合には、その住宅の価格から一定の額が控除されます。

この控除を受けるためには、事実を証する書面を添えて「不動産取得税申告書」を県税・総務事務所に提出しなければなりません。

区分	要件	価格から控除される額
新 (増・改) 築住宅	次に該当する住宅を建築又は購入した場合 住宅部分の床面積が50㎡以上240㎡以下のもの 戸建て以外の貸屋(アパート等)の場合は1区画につき40㎡以上240㎡以下のもの。 住宅部分の床面積には、一体として使用される既存住宅及び附属家屋(車庫・倉庫等)を含みます。	1戸につき、1,200万円が控除されます。 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅を新築した場合は、1,300万円が控除されます。(ただし、H21.6.4からR6.3.31までの間に取得した場合に限ります。)
中古住宅	次のすべてに該当する住宅を個人が取得した場合 1 次の 、 のいずれかに該当するもの 昭和57年1月1日以後に新築されている。 耐震基準適合証明がなされている。 当該住宅の取得日前2年以内に証明のための調査が終了し、かつ、住宅の取得(引渡し)前に証明を受けることが必要です。 住宅性能評価書(耐震等級1~3級)の写し、保険付保証明書を含みます。 、 に該当しない場合も、住宅の取得日から6ヶ月以内かつ自己の居住の用に供する日までの間に耐震改修工事を完了させ、住宅の取得日から6ヶ月以内に耐震基準適合証明を受けた場合は、軽減措置があります。 2 住宅部分の床面積が50㎡以上240㎡以下のもの 住宅部分の床面積には、一体として使用される既存住宅及び附属家屋(車庫・倉庫等)を含みます。 3 自らが居住するために取得したもの 法人による取得は対象外となります。	左の要件に該当する場合は、新築された時期により一定の額が控除されます。 (例) 昭51.1.1 ~ 昭56.6.30 350万円 昭56.7.1 ~ 昭60.6.30 420万円 昭60.7.1 ~ 平元.3.31 450万円 平元.4.1 ~ 平9.3.31 1,000万円 平9.4.1以降 1,200万円



住宅用土地の減額

住宅の敷地となる土地で一定の要件に該当する場合には、その土地の税額から次の額が減額されます。

ただし、土地と住宅の取得者は同じでなければなりません(の要件に該当する場合を除く。)。

この軽減を受けるためには、事実を証する書面を添えて「減額申請書」を県税・総務事務所に提出する必要があります。

区分	要件	税額から減額される額
新築住宅用敷地	<p>前頁 に該当する新築住宅の敷地を取得した場合で、次のいずれかに該当するとき</p> <p>1 土地を取得した日から3年以内にその土地の上に住宅が新築されたとき</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>次の要件のどちらかに該当することが必要ですが、この場合には土地の取得者と住宅の新築者が異なる場合でも減額が可能です。</p> <p>(1) 住宅が新築された時まで引き続いて土地を所有している場合</p> <p>(2) 土地取得者から最初に土地を取得した者が住宅を新築した場合</p> </div> <p>2 住宅を新築した日から1年以内に土地を取得したとき</p> <p>3 未使用の新築住宅(建売住宅)とその敷地を、その住宅が新築された日から1年以内に取得したとき</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>土地付き住宅については次の要件のどちらかに該当するとき</p> <p>(1) 取得者が自己居住の用に供すること(土地と住宅の取得時期が異なる場合は、土地取得の前後1年以内に住宅を取得していることが必要です。)</p> <p>(2) 取得者が自己居住の用に供しない場合は、新築後1年以内に土地を取得していること。</p> </div>	<p>次のいずれか多い方の額が減額されます。</p> <p>45,000円</p> <p>次の計算により算出される額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> $\text{土地}1\text{m}^2\text{当りの}\left(\frac{\text{住宅の}}{\text{1戸について}}\right)\frac{\text{床面積}\times 2}{200\text{m}^2\text{が限度}}\times 100 \times \frac{3}{100}$ </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「土地1㎡当たりの価格」は、宅地や宅地に比準して評価する土地については、固定資産課税台帳の登録価格の2分の1に相当する額です。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>複数名で土地を取得している場合で、新築住宅取得によって軽減を受けるときは、土地の持分に応じて按分します。</p> </div>
中古住宅用敷地	<p>前頁 に該当する中古住宅の敷地を取得した場合で、次のいずれかに該当するとき</p> <p>1 土地を取得した日から1年以内に住宅を取得したとき(同時取得を含む。)</p> <p>2 住宅を取得した日から1年以内に土地を取得したとき</p>	

その他の軽減措置(主なもの)

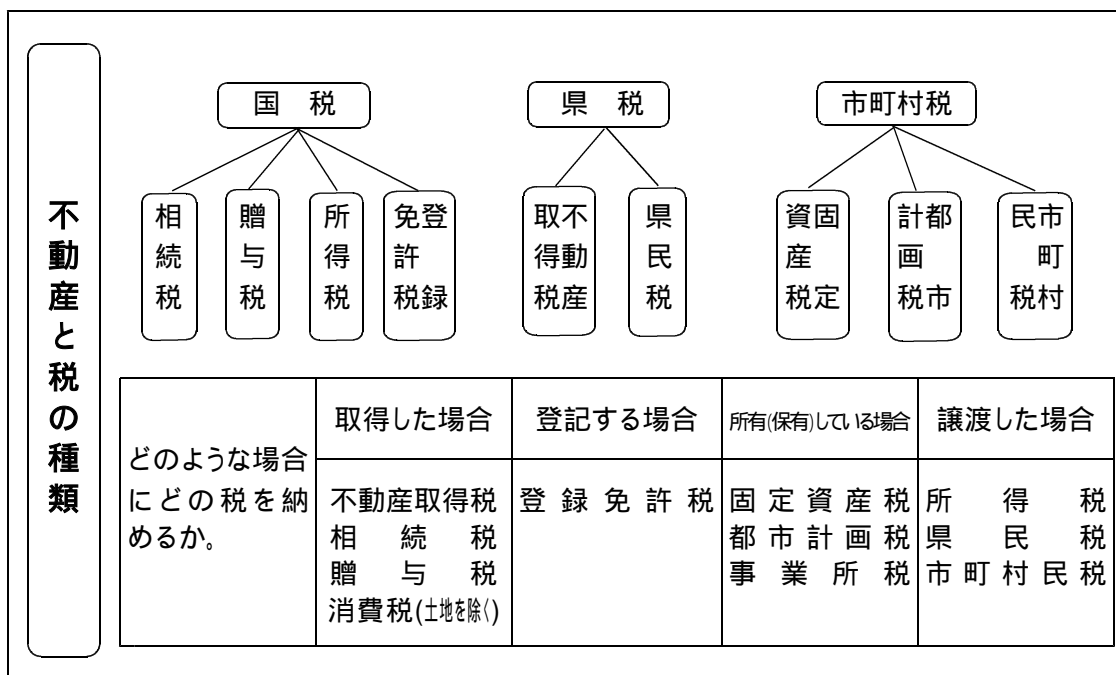
そのほかにも、下記のような場合には、申告により軽減されます。

区 分	軽 減 額
公共事業のために不動産を収用され又は譲渡し、それに代わると認められる不動産を、収用等の日から2年以内に取得したとき	収用等を受けた不動産の価格に応じた額
災害によって滅失した不動産に代わると認められる不動産を、災害を受けた日から3年以内に取得したとき	滅失した不動産の価格に税率を乗じた額
地方公共団体から補助金を受けて不動産を取得したとき	補助金の額に応じた額

納税の猶予

次のような場合には、申請により、一定の期間、不動産取得税の納税が猶予されます。

区 分	猶予期間
土地を取得した人が、取得の日から3年以内に住宅(26頁 に該当する住宅)を新築する場合	取得の日から3年以内
土地を取得した人が、取得の日から1年以内にその土地の上にある既存住宅(26頁 に該当する住宅)を取得する場合	取得の日から1年以内
耐震基準を満たさない中古住宅を取得した人が、取得の日から6か月以内に耐震改修(改修は入居前に行う)する場合	取得の日から6か月以内
土地を取得した人が、取得の日から1年以内にその土地の上にある耐震基準を満たさない中古住宅を取得し、住宅取得の日から6か月以内かつ自己の居住の用に供する日までの間に耐震改修工事を完了させ、住宅の取得日から6ヶ月以内に耐震基準適合証明を受けた場合	取得の日から1年6か月以内
農業の後継をするための農地等について生前一括贈与を受ける場合 対象者や農地等については一定の条件があります。	取得の日から贈与者が亡くなる日まで



自動車税環境性能割

この税は、自動車を取得した時に課税されるものです。

納める人

自動車(特殊自動車・二輪自動車・三輪以上の軽自動車を除く)を取得した人
三輪以上の軽自動車については、市町村税である軽自動車税環境性能割が課税されます。

納める額

$$\boxed{\text{自動車の通常の取得価額}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

新車・中古車を問いません。

自動車の通常の取得価額とは、自動車の取得のために通常要する価額です。自動車の取得が無償取得などの場合は、通常の取得価額として総務省令で定める額となります。なお、この取得価額には、エアコン、ラジオ等のように自動車と一体となっているものの価額も含まれます。

税率

自動車の環境性能(排出ガス基準、燃費基準)に応じて、次のとおり税率が決められています。

1 乗用車

区 分			登録車		軽自動車	
			自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準からNOx10%低減)			非課税		非課税	
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車 LPG車 LPGハイブリッド車	平成30年排出 ガス基準50%低減 又は 平成17年排出 ガス基準75%低減 達成 ()	令和12年度燃費基準85%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	1%		1%	0.5%
		令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成				
	上記に該当しない車	令和12年度燃費基準65%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	2%		1%	0.5%
		令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成				
		令和12年度燃費基準55%達成				
ディーゼル車 ディーゼルハイブリッド車	平成30年排出 ガス基準適合 又は 平成21年排出 ガス基準適合	令和12年度燃費基準85%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	非課税		/	
		令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	非課税			
	上記に該当しない車	令和12年度燃費基準65%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	非課税			
		令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	非課税			
		令和12年度燃費基準55%達成	非課税			

[注意] プラグインハイブリッド自動車、LPG車、LPGハイブリッド車、ディーゼル車、ディーゼルハイブリッド車は登録車に限ります。

令和5年4月1日から令和5年12月31日までの間に取得した自動車に限ります。

2 軽量車(車両総重量2.5t以下のバス又はトラック)

区 分			登録車		軽自動車	
			自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準からNOx10%低減)			非課税		非課税	
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車		令和2年度燃費基準5%向上達成(バス)				
		平成27年度燃費基準25%向上達成(トラック)				
		令和2年度燃費基準達成(バス)				
		平成27年度燃費基準20%向上達成(トラック)				
		平成27年度燃費基準15%向上達成				
上記に該当しない車			3%	2%	2%	2%

プラグインハイブリッド自動車は登録車に限ります。

3 中量車(車両重量2.5t超～3.5t以下のバス又はトラック)

登録車のみ

区 分			自家用	営業用		
			電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準からNOx10%低減)			非課税
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車		平成27年度燃費基準15%向上達成	1%	0.5%		
		平成27年度燃費基準10%向上達成				
		平成27年度燃費基準 5%向上達成				
		平成30年排出ガス基準25%低減 又は 平成17年排出ガス基準50%低減達成()			非課税	
		令和2年度燃費基準達成(バス)				
平成27年度燃費基準20%向上達成(トラック)						
ディーゼル車 ディーゼルハイブリッド車	平成30年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス 基準からNOx・PM10%低減	平成27年度燃費基準15%向上達成	非課税			
		平成27年度燃費基準10%向上達成				
		平成27年度燃費基準 5%向上達成				
		令和2年度燃費基準達成(バス)	非課税			
		平成27年度燃費基準20%向上達成(トラック)				
平成27年度燃費基準15%向上達成	1%	0.5%				
平成27年度燃費基準10%向上達成	2%	1%				
上記に該当しない車			3%	2%		

4 重量車(車両総重量3.5t超のバス又はトラック)

登録車のみ

区 分			自家用	営業用
			電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準からNOx10%低減)	
ディーゼル車 ディーゼルハイブリッド車	平成28年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス 基準からNOx・PM10%低減	平成27年度燃費基準10%向上達成	1%	0.5%
		平成27年度燃費基準 5%向上達成		
		平成27年度燃費基準達成		
		上記に該当しない車		

課税標準の特例措置

バリアフリー対応バス・タクシー、先進安全自動車(ASV)の取得に係る特例措置があります。

免税・非課税

次の取得については、自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割は課税されません。

- 1 取得価額が50万円以下の自動車の取得
- 2 相続による取得
- 3 法人の合併又は分割による取得(分割については、一定の要件に該当する場合)
- 4 所有権留保付で売買された自動車で、代金完済などにより、所有者が売主から買主へ移転した場合の取得
- 5 自動車販売業者からの取得のうち、自動車の性能がよくないこと等の理由で、取得した日から1か月以内にその自動車販売業者に返還した場合

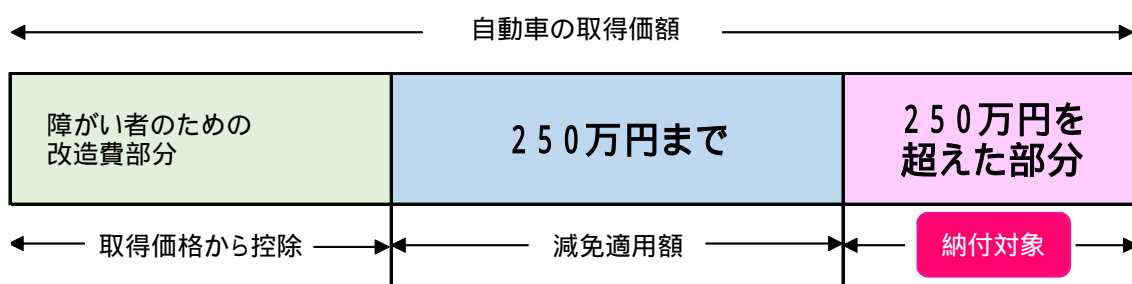
身体障がい者等の減免

身体に障がいのある方などが使用する自動車については、一定の要件に該当する場合、登録の際に申請をすることにより自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割が減免されます。

環境性能割の減免額の上限は取得価額の250万円相当分までになります。

取得価額が250万円以下の場合は、全額減免になりますが、取得価額が250万円を超える場合は、差額分の納付をお願いいたします。

【納付額の例(自家用乗用車の場合)】



障がい者の方のために特別の改造をした場合、その改造費部分については取得価額から控除します。

取得価額が270万円の自家用自動車で、税率が3%の場合

$$\left[\begin{array}{c} \text{取得価額} \\ 270\text{万円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{減免適用額} \\ 250\text{万円} \end{array} \right] \times \begin{array}{c} \text{税率} \\ 3\% \end{array} = \begin{array}{c} \text{納付していただく額} \\ 6,000\text{円} \end{array}$$

申告と納税

自動車を取得した人が、宮崎運輸支局で新規又は所有権移転の登録をするときに併せて、宮崎県税・総務事務所に申告し、納めます。

市町村への交付等

県に納められた自動車税環境性能割の40.85%に相当する金額が、県内の市町村に交付されます。なお、軽自動車税環境性能割は全額市町村へ納入します。

自動車税種別割

この税は、自動車の所有者に対して課税されるものです。

納める人

県内に主たる定置場のある自動車の所有者
 (割賦販売契約等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、登録上使用者となっている買主)
 軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車については、軽自動車税種別割(市町村税)になります。

納める額

自動車の種類、用途、排気量等の区分により、年税額が決められています。
 主なものは次のとおりです。

区 分		年 税 額 (円)		
		営業用	令和元年9月30日 までに初回新規登録を 受けた自家用車	令和元年10月1日 以降に初回新規登録を 受けた自家用車
乗 用 車	総排気量が1以下	7,500	29,500	25,000
	総排気量が1を超え1.5以下	8,500	34,500	30,500
	総排気量が1.5を超え2以下	9,500	39,500	36,000
	総排気量が2を超え2.5以下	13,800	45,000	43,500
	総排気量が2.5を超え3以下	15,700	51,000	50,000
	総排気量が3を超え3.5以下	17,900	58,000	57,000
	総排気量が3.5を超え4以下	20,500	66,500	65,500
	総排気量が4を超え4.5以下	23,600	76,500	75,500
	総排気量が4.5を超え6以下	27,200	88,000	87,000
	総排気量が6を超えるもの	40,700	111,000	110,000

区 分			年 税 額 (円)	
			営業用	自家用
ト ラ ック (乗車賃3人以下)	最大積載量が1トン以下		6,500	8,000
	最大積載量が1トンを超え2トン以下		9,000	11,500
	最大積載量が2トンを超え3トン以下		12,000	16,000
	最大積載量が3トンを超え4トン以下		15,000	20,500
	最大積載量が4トンを超え5トン以下		18,500	25,500
ト ラ ック (最大乗車賃4人以上)	1 ト ン 以 下	最大積載量が1以下	10,200	13,200
		総排気量が1を超え1.5以下	11,200	14,300
		総排気量が1.5を超えるもの	12,800	16,000
	1 ト ン 超 2 ト ン 以 下	最大積載量が1以下	12,700	16,700
		総排気量が1を超え1.5以下	13,700	17,800
		総排気量が1.5を超えるもの	15,300	19,500

営業用とはナンバープレートが緑色のものです。

(注)この税額表は、自動車税種別割のグリーン化特例の適用を受けない自動車の税額の抜粋です。

自動車税種別割の納期は5月です。必ず納期限までにお納めください。

自動車税種別割のグリーン化について

平成14年度から全国一斉に、環境に配慮した特例措置が講じられ、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については税額を軽減し、一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車については税額を加算しています(軽自動車は平成28年度から加算<概ね20%>の対象になります。)

自動車税種別割が軽減される自動車

低燃費車(燃費基準達成車)でかつ**低排出ガス認定車**を令和5年4月1日から令和8年3月31日までに新車新規登録された場合は、以下のとおり、登録年度の翌年度に限り、税額が軽減されます。

令和5年4月1日から令和8年3月31日までに新車新規登録された自動車

登録年度の翌年度に限り、税額が軽減されます。

特 例 対 象 車		軽減措置
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準からNOx10%以上低減)		税額を概ね75%軽減
ガソリン車、LPG車、クリーンディーゼル車において、令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成	営業用の乗用車等(2)に限る	税額を概ね50%軽減
ガソリン車、LPG車、クリーンディーゼル車において、令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成 令和6年度までに新規登録されたものに限る。		

- 1 ガソリン車及びLPG車は、平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車()に限る。
- 2 営業用の乗用車、営業用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車、事務室車をいう。

自動車税種別割が加算される自動車

新車新規登録後一定の年限(ガソリン車は13年、ディーゼル車は11年)が経過することとなる自動車は、その翌年度分から現行の税額の概ね15%が加算された額になります。

令和5年度に概ね15%加算されている自動車は、平成21年度以前に新車新規登録したガソリン車及びLPG車と、平成23年度以前に新車新規登録したディーゼル車になります。

- 1 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、被けん引車、一般乗合用バスは対象外です。
- 2 バス(一般乗合用を除く。)及びトラック(被けん引車を除く。)については、現行の割合(概ね10%加算)のまま据え置き。

身体障がい者等の減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、一定の要件に該当する場合には自動車税種別割及び自動車税環境性能割が減免されます。

平成22年4月1日以降に課税される自動車から、減免額に上限が設定されています。上限額は45,000円までになります。

年税額が45,000円以下の場合は、全額減免になりますが、45,000円を超える場合は、45,000円との差額分の納付をお願いいたします。

【納付額の例】（令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車の場合）

総排気量	年税額	減免になる額	納付していただく額
2.5リットル以下	45,000円まで	45,000円まで	納付額なし(全額免除)
2.5リットル超3.0リットル以下	51,000円	45,000円	6,000円
3.0リットル超3.5リットル以下	58,000円	45,000円	13,000円
3.5リットル超4.0リットル以下	66,500円	45,000円	21,500円
4.0リットル超4.5リットル以下	76,500円	45,000円	31,500円
4.5リットル超6.0リットル以下	88,000円	45,000円	43,000円
6.0リットル超	111,000円	45,000円	66,000円

【納付額の例】（令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車の場合）

総排気量	年税額	減免になる額	納付していただく額
2.5リットル以下	43,500円まで	45,000円まで	納付額なし(全額免除)
2.5リットル超3.0リットル以下	50,000円	45,000円	5,000円
3.0リットル超3.5リットル以下	57,000円	45,000円	12,000円
3.5リットル超4.0リットル以下	65,500円	45,000円	20,500円
4.0リットル超4.5リットル以下	75,500円	45,000円	30,500円
4.5リットル超6.0リットル以下	87,000円	45,000円	42,000円
6.0リットル超	110,000円	45,000円	65,000円

自動車税種別割のグリーン化税制と減免上限額

グリーン化税制により自動車税種別割の税率が軽減されている自動車については、減免上限額は45,000円、自動車税種別割の税率が概ね15%重くなっている自動車については、減免上限額は51,700円(45,000円の15%増)になります。

総排気量	15%増の年税額	減免になる額	納付していただく額
2.5リットル以下	51,700円まで	51,700円まで	納付額なし(全額免除)
2.5リットル超3.0リットル以下	58,600円	51,700円	6,900円
3.0リットル超3.5リットル以下	66,700円	51,700円	15,000円
3.5リットル超4.0リットル以下	76,400円	51,700円	24,700円
4.0リットル超4.5リットル以下	87,900円	51,700円	36,200円
4.5リットル超6.0リットル以下	101,200円	51,700円	49,500円
6.0リットル超	127,600円	51,700円	75,900円

新規登録をした場合の月割税額の減免上限

自動車を新規登録した場合の当該年度の自動車税種別割(登録の翌月から3月までの月数分)の減免上限額は、45,000円の月割額(100円未満の端数は切り上げ)となります。

例えば、令和5年11月に新規登録する場合、45,000円の4か月分である15,000円が減免上限額となります。

総排気量2.5リットル超3リットル以下の自家用乗用車を令和5年11月に新車新規登録する場合

自動車税種別割の月割額(4か月分) 16,600円	-	減免額(4か月分) 15,000円	=	納付していただく額 1,600円
------------------------------	---	----------------------	---	---------------------

申告と納税

1 申告

自動車の購入、廃車、登録事項の変更等をしたときは、その都度、申告書を提出します。

2 納税

4月1日現在で宮崎運輸支局に登録されている自動車については、5月上旬に県から送付される納税通知書により、5月末日までに納めます。

ただし、4月1日以後に新規登録をした場合は、登録のときに月割で納めます。

$$\text{月割課税の場合の税額} = \text{年税額} \times \frac{\text{登録月の翌月から3月までの月数}}{12}$$

税金の還付

自動車税種別割は4月1日現在で自動車を所有又は使用している人に課税されますので、抹消登録をされた場合は、当該年度分として納付のあった自動車税種別割のうち、月割により減額された自動車税種別割が還付されます。

平成27年4月から

登録自動車については、車検時の自動車税種別割納税証明書の提示を省略できます。

ただし、以下の方は納税証明書の提示が必要です。

軽自動車、小型二輪自動車の継続検査を受けられる方

金融機関、コンビニ、クレジットカード等で自動車税種別割を納付後、すぐに継続検査を受けられる方

納付方法により、納税データが反映されるのに相当の日数(最大4週間程度)かかります。

クレジットカードで納付された方は、県税・総務事務所窓口で納税証明書を発行します。

「名義変更」、「住所変更」、「抹消登録」はお早めに

自動車税種別割は、毎年4月1日現在で宮崎運輸支局に自動車を登録されている方に課税されます。次のようなときには、必ず登録の変更をしてください。

1 引っ越しをしたとき

引っ越しをして住所が変わったときには、宮崎運輸支局で「住所変更」の手続きをしてください。住民票の住所を変更しても、車検証の住所は変更になりませんので、手続きがされないと納税通知書が届かないことがあります。

なお、他県から転入されたときには、本県ナンバーへの変更が必要です。

平成18年度から県間を超えて移転登録をした場合の月割課税・還付は廃止されました。

2 自動車を他人に譲渡したとき(下取りに出したとき)

自動車を他人に譲渡したり、下取りに出したときには、必ず宮崎運輸支局で「名義変更」の手続きをしてください。

既に持っていない自動車であっても、「名義変更」の手続きがされず、名義がそのままであると、自動車税種別割が課税されます。

3 事故などにより、自動車が使用不能になったとき

事故などにより自動車が使用不能になったとき、又は自動車を解体したときには、宮崎運輸支局で「抹消登録」の手続きをしてください。

実際に使用されていない自動車であっても、運輸支局の登録がそのままであると、自動車税種別割が課税されます。

また、「抹消登録」をしますと、当該年度分として納付のあった自動車税種別割のうち、その翌月から年度末までの月割により減額された自動車税種別割が還付されます。

これらの手続きを他人に依頼したときには、手続きが確かに済んでいるかを必ず車検証などで確認しましょう。

「住所変更」、「名義変更」、「抹消登録」の手続き方法については、下記のテレホンサービスにお問い合わせください。

宮崎運輸支局テレホンサービス

(〒880-0925)宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735-3
TEL(050)5540-2088

自動車税種別割は、スマートフォン決済アプリや、インターネットを使ってクレジットカードで納税できます。

- ・スマートフォン決済はアプリによって利用できる時間が異なります。
 - ・クレジットカード納付は、パソコン・スマートフォン等から24時間いつでも納付できます。
- 詳しくは、県税務課、県税・総務事務所へお問い合わせください。

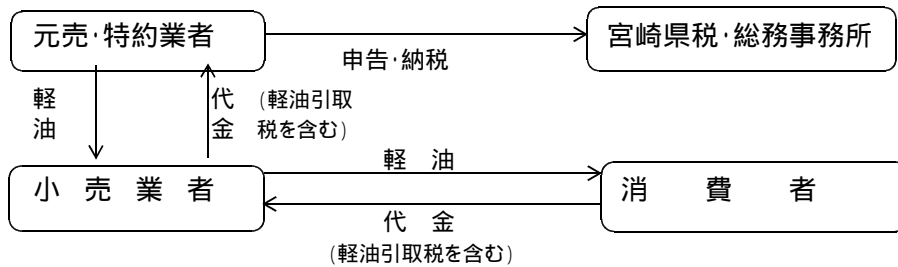
口座振替による納税もできます。

軽油引取税

この税は、バスやトラックなどの燃料である軽油の引取りに対して課税されるもので、消費者などが軽油を引き取る際には、購入価格の中に含まれています。

納める人

原則として特約業者又は元売業者から軽油を引き取った人が、特約業者又は元売業者を通じて納めます。



元売業者とは…軽油を製造することを業とする者、軽油を輸入することを業とする者、軽油を販売することを業とする者のうち、総務大臣の指定を受けた者
 特約業者とは…元売業者と契約して軽油を販売することを業とする者のうち、都道府県知事が指定した者

納める額

【税率】軽油1キロリットルにつき 32,100円(1リットルにつき 32.1円)
 【本則税率】軽油1キロリットルにつき 15,000円(1リットルにつき 15円)

基本的には、軽油1キロリットルにつき32,100円の税率で課税されますが、ガソリン価格の高騰が続く場合は、軽油1キロリットルにつき15,000円の本則税率で課税されることがあります。本則税率で課税されている場合にガソリン価格の安価が続くと、再び、軽油1キロリットルにつき32,100円の税率で課税されることがあります。

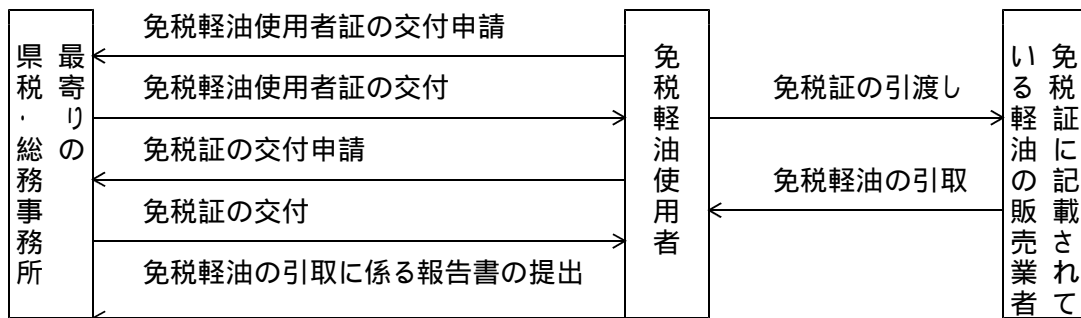
揮発油高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置(いわゆる「トリガー条項」)は、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用が停止されています。

免税

エチレンその他の石油化学製品の製造や、船舶・農業・林業用機械の動力源など、法令で定められた特定の用途に使用する軽油の引き取り(購入)は、一定の要件を満たし、免税の手続きを行った場合、軽油引取税の課税が免除されます。

なお、免税制度は、エチレンその他の石油化学製品の製造以外の用途については、**令和6年3月31日まで**となっています。

【免税の手続き】



申告と納税

元売業者又は特約業者が、軽油の納入地の所在する都道府県に、毎月分を翌月末日までに申告し、納めます。

ただし、元売業者・特約業者以外の者が軽油を輸入した場合は、その輸入許可のときまでに申告して納めます。

混和軽油の販売などに対する課税

軽油に重油や灯油、BDF(バイオディーゼル燃料)などを混ぜた混和軽油等を販売・消費した場合や、重油や灯油などを自動車の燃料として販売・消費した場合は、販売・消費した人に、その販売量や消費量に対して軽油引取税が課税されます。

軽油に重油や灯油等を混ぜるときや、重油や灯油等を自動車燃料として販売・消費する場合には、事前に承認が必要です。

これらの承認を受けなかった場合は、軽油に灯油等を混ぜた混和軽油等や自動車の燃料として販売・消費した灯油等の中に課税済みの軽油等が含まれていた場合でも、その全量が課税対象となります。

なお、軽油に重油や灯油等を混和した場合の識別を容易にするため、灯油及び重油にはあらかじめ識別剤が添加されています。

不正軽油に関する罰則

環境汚染や不法投棄など様々な被害のもととなる不正軽油は、悪質な脱税行為であり、かつ重大な犯罪行為です。不正軽油に関わった場合には、重い罰則が適用されます。

行 為 内 容	罰 則
不正軽油製造者への材料、薬品等の提供・運搬	7年以下の懲役若しくは700万円以下の罰金又は併科 (法人の場合2億円以下の罰金)
不正軽油の製造	10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科 (法人の場合3億円以下の罰金)
軽油引取税の脱税	10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科 脱税額が1,000万円を超える場合には、脱税額以下の額
不正軽油の運搬・保管、購入・販売	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科 (法人の場合1億円以下の罰金)

不正軽油は
作らない 売らない 買わない 使わない
を实践しよう。

軽油は県内で買ひましょう

軽油引取税は、軽油の納入地の所在する都道府県の収入となります。

県たばこ税

この税は、JT(日本たばこ産業株式会社)などが県内のたばこ小売店にたばこを売り渡すときに課税されるもので、みなさんがたばこを購入するときにその代金の中に含まれています。

納める人

- 1 製造たばこの製造者(JT:日本たばこ産業株式会社)
- 2 特定販売業者(外国たばこ輸入業者)
- 3 卸売販売業者

納める額

1,000本につき1,070円

申告と納税

JT(日本たばこ産業株式会社)などが、毎月の売り渡し分を翌月末日までに申告し、納めます。

【県たばこ税のイメージ(1箱580円の場合)】

1箱(20本入り)580円に課されている税金は、357.61円(約62%)となります。
そのうち、県たばこ税は、21.40円(約4%)です。

原材料・利潤等	222.39円	
国たばこ税	136.04円	} 税負担合計 357.61円 (約62%)
たばこ特別税	16.40円	
県たばこ税	21.40円	
市町村たばこ税	131.04円	
消費税・地方消費税	52.73円	

たばこは県内で買いましょう

たばこ税は、たばこを買われたお店のある県と市町村の収入となります。

ゴルフ場利用税

この税は、ゴルフ場の利用に対して課税されるものです。

納める人

ゴルフ場を利用した人が、そのゴルフ場の経営者を通じて納めます。

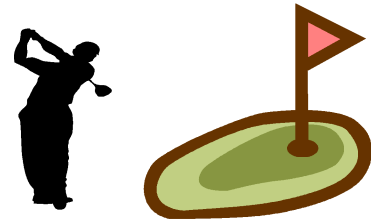
納める額

ゴルフ場の利用者1人1日につき、ゴルフ場の等級によって、下記の表のように決められています。等級は、ゴルフ場の利用料金とホール数を基準にしてゴルフ場ごとに県が決定します。

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
税率	1,200円	1,080円	960円	800円	640円	560円	480円	320円	240円

ゴルフ場とは

ホール数が18ホール以上であり、かつ、コースの総延長をホール数で除して得た数値(以下「ホールの平均距離」という。)が、100m以上の施設(当該施設の総面積が10万㎡未満のものを除く。)及びホール数が18ホール未満であっても、ホール数が9ホール以上であり、かつ、ホールの平均距離がおおむね150m以上の施設をいいます。



非課税

次の利用者については、ゴルフ場利用税が課税されません(申告書や証明書の提出等が必要です。)

- 1 18歳未満の方が利用する場合
- 2 70歳以上の方が利用する場合
- 3 障がい者の方が利用する場合
- 4 国民スポーツ大会・国民スポーツ大会予選会(公式練習を含む)に参加する選手が当該大会のゴルフ競技として利用する場合
- 5 学生、生徒及び引率する教員が利用する場合
(保健体育の実技又は公認の課外活動の利用に限る)
- 6 地方税法附則第12条の2に規定する国際競技大会(公式練習を含む)に参加する選手が利用する場合

次の場合には、税率が軽減されているゴルフ場もあります。

- 1 65歳以上70歳未満の方が利用する場合
- 2 国民スポーツ大会及び同予選会に準じて取り扱う競技会のために利用する場合
- 3 早朝又は薄暮に利用する場合

申告と納税

ゴルフ場の経営者が、毎月分を翌月15日までに申告し、納めます。

市町村への交付

県に納められたゴルフ場利用税の70%は、そのゴルフ場の所在する市町村に交付されます。

地方消費税

この税は、地方分権の推進、地方福祉の充実などのために地方財源の充実を図る目的で創設されたもので、平成9年4月1日から実施されています。

資産の譲渡(商品を販売する取引等)や役務の提供(サービス取引等)などの国内取引や輸入取引に課税され、その税額は、商品やサービスの価格に転嫁されて、最終的には消費者に負担を求めることになります。

納める人

国内取引(譲渡割)・・・商品の販売、サービスの提供を行った事業者

輸入取引(貨物割)・・・輸入貨物を保税地域から引き取る者

保税地域とは、外国から日本に運び込んだ貨物を置いていても、関税(国税)の支払が猶予される場所です。

納める額

国に納める消費税額の22/78 (消費税率換算では下表のとおり)

区分	平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から	令和元年10月1日から
消費税(国税)	4%	6.3%	7.8%(6.24%)
地方消費税(県税)	1%	1.7%	2.2%(1.76%)
合計	5%	8%	10%(8%)

国や地方における社会保障の充実・安定化と財政の健全化を図るため、令和元年10月1日から税率が引き上げられました。税率引き上げによる増収分は、年金・医療・介護・少子化対策といった社会保障の充実・安定化のための経費として使用されます。

()内は軽減税率です。酒類・外食を除く飲食料品や、定期購読契約を締結した週2回以上発行される新聞の譲渡には、軽減税率が適用されます。

非課税

消費税(国税)が課税されない次の場合には、地方消費税も課税されません。

土地の売買や預貯金の利子など、本来消費税の性格になじまないもの。

一定の学校の授業料や一定の社会福祉事業、社会保険医療など特別に政策的な配慮が必要とされているもの。

申告と納税

国内取引に係る地方消費税(譲渡割)は、当分の間、消費税と併せて国(税務署)に申告し、納付します。

輸入取引に係る地方消費税(貨物割)は、消費税と併せて国(税関)に申告し、納付します。

都道府県間の清算

消費者の方に負担していただいた地方消費税は、各都道府県の消費に関連する指標(商業統計の小売年間販売額、経済センサス活動調査のサービス業対個人事業収入額、国勢調査の人口)により各都道府県間で清算され、消費地の都道府県の収入となるよう調整を行います。

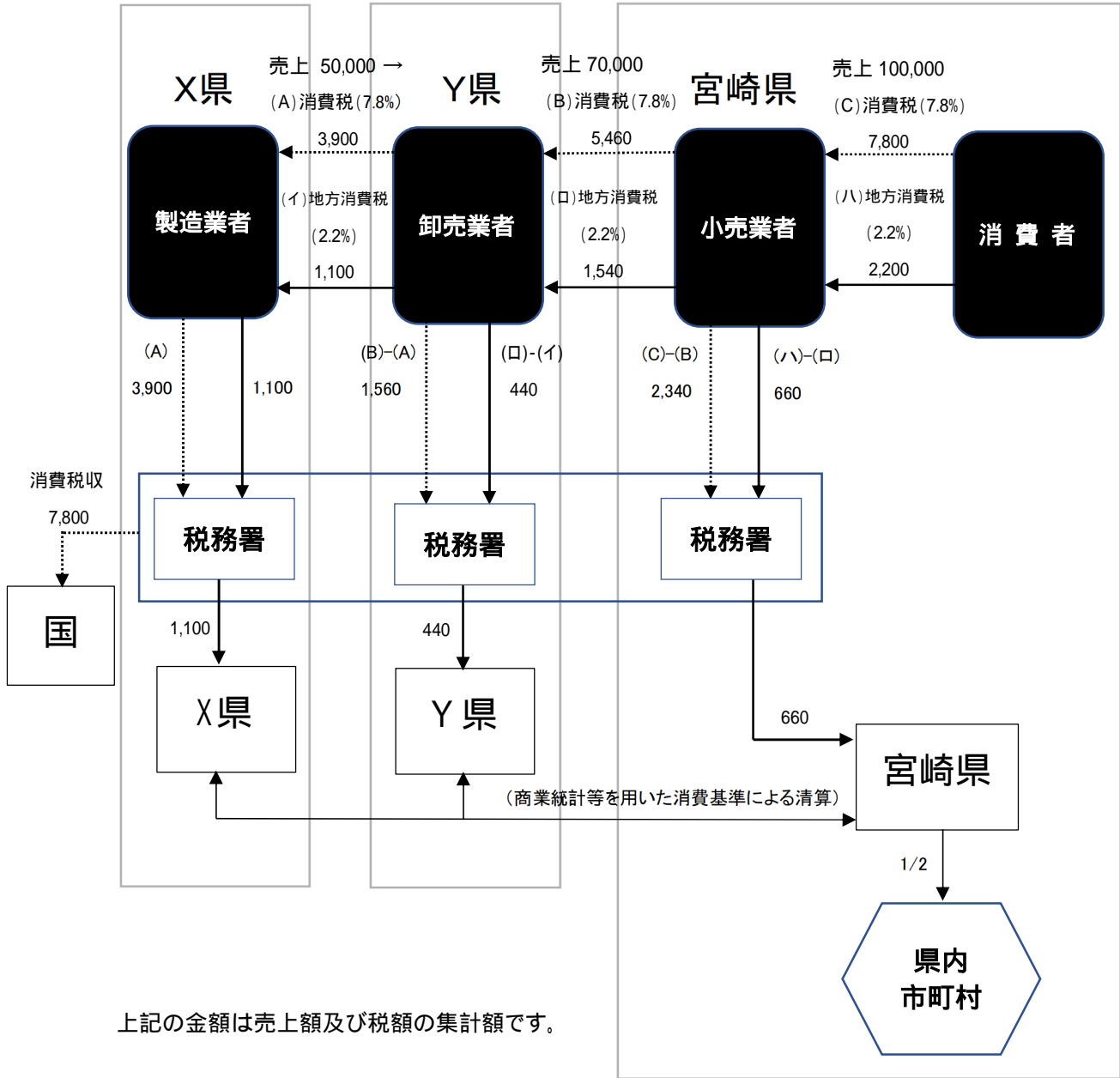
市町村への交付

都道府県間清算後、その額の2分の1が人口及び従業者数に応じて市町村に交付されます。

地方消費税のしくみ(例)

地方消費税 → 消費税

(単位:円)



都道府県間の清算の基準

指標	ウエイト
「小売年間販売額(商業統計本調査)」 と「サービス業対個人事業収入額」(経済センサス活動調査)の合算額	50%
「人口(国勢調査)」	50%

市町村に対する交付の基準

指標	ウエイト
「人口(国勢調査)」	50%
「従業者数(経済センサス基礎調査)」	50%

引き上げ分の交付金は、社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付されます。

鉱 区 税

この税は、地下の埋蔵鉱物を採掘するという権利(鉱業権)を与えられていることに対する負担として課税されるものです。

納める人

県内に鉱区を持っている鉱業権者

納める額

区 分		税 率	
試掘鉱区	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区	面積100アールごとに	年額200円×2/3
	その他	面積100アールごとに	年額200円
採掘鉱区	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区	面積100アールごとに	年額400円×2/3
	その他	面積100アールごとに	年額400円
砂 鉱 区	砂鉱を目的とする鉱区	面積100アールごとに	年額200円

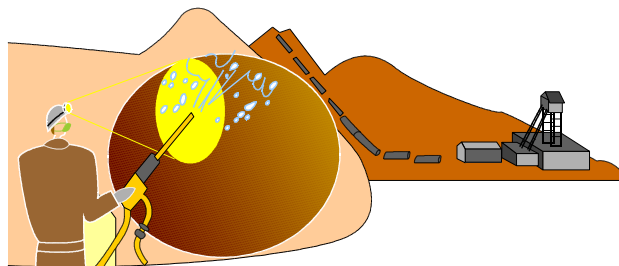
申告と納税

1 申 告

鉱業権の取得、消滅又は変更のあった日から7日以内に申告が必要です。

2 納 税

県税・総務事務所から送付される納税通知書により、5月21日から5月末日までの間に納めます。



狩 猟 税

この税は、狩猟のできる資格を得た人が狩猟者の登録を受けるときに課税されるもので、鳥獣の保護・管理や狩猟に関する行政の費用に充てられる目的税です。

納める人

狩猟者の登録を受ける人

納める額

狩猟免許の種類	区 分	税 額
第一種銃猟 (空気銃以外の銃器)	県民税の所得割額を納める人	16,500円
	県民税の所得割額を納めなくてもよい人(注)	11,000円
網猟・わな猟	県民税の所得割額を納める人	8,200円
	県民税の所得割額を納めなくてもよい人(注)	5,500円
第二種銃猟 (空気銃)	-	5,500円

(注) 県民税の所得割額を納める人の同一生計配偶者又は扶養親族で、農林水産業に従事する人を含みます。

軽減措置等

- (1) 次の場合には、狩猟税が課税されません(狩猟税の申告は必要)。
市町村から対象鳥獣捕獲員に任命された人
県から認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の従事者で、狩猟者登録の申請1年以内に本県で捕獲等の実績がある人
- (2) 次の場合には、狩猟税の税額が1/2となります。
狩猟者登録の申請前1年以内に本県で鳥獣保護管理法による許可を受け、当該許可に係る捕獲等を行った人(その従事者を含む)
- (3) 次の場合には、当年度の狩猟税が減免されます。
生活保護(生活扶助)を受けている人

軽減等の適用を受けるには、証明書等が必要となります。
詳しくは県税・総務事務所にお問い合わせください。

申告と納税

狩猟者の登録を受けるときに、申告書に県の収入証紙を貼って納めます。

産業廃棄物税

この税は、循環型社会の形成に向けて、産業廃棄物の排出規制やリサイクルを促進するため、平成17年4月1日に九州各県が一斉に導入した目的税です。

税収は、産業廃棄物のリサイクル技術開発の支援、適正処理の推進のための費用などに充てられます。

納める人

県内の焼却施設又は最終処分場に産業廃棄物を搬入する事業者(産業廃棄物の排出事業者・中間処理業者)です。

納める額

搬入される産業廃棄物の重量に応じて課税されます。

- 1 焼却施設への搬入 1トン当たり 800円
- 2 最終処分場への搬入 1トン当たり 1,000円

申告と納税

1 産業廃棄物の処理を委託する場合

産業廃棄物の焼却処理業者・最終処分業者(特別徴収義務者)を通じて納めます。

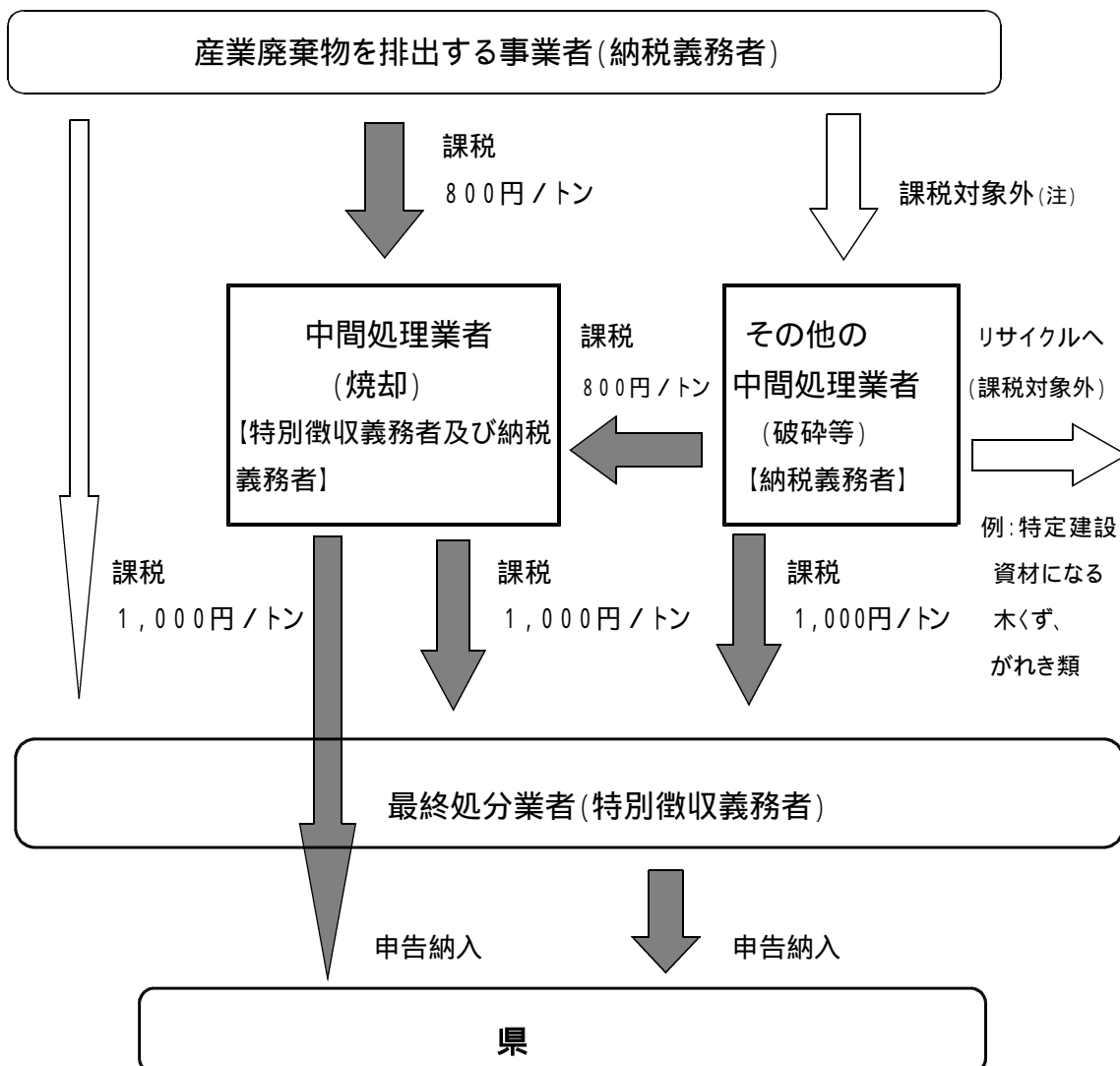
特別徴収義務者は、産業廃棄物の排出事業者・中間処理業者から税を預かり、3か月ごとに県税・総務事務所に申告し、納めます。

2 産業廃棄物の自己処理を行う場合

産業廃棄物を自ら設置する焼却施設又は最終処分場へ搬入する事業者が、3か月ごとに県税・総務事務所に申告・納税します。

産業廃棄物が搬入された期間	申告・納税の期限
1月1日～3月31日	4月30日
4月1日～6月30日	7月31日
7月1日～9月30日	10月31日
10月1日～12月31日	翌年の1月31日

産業廃棄物税のしくみ



中間処理業者とは、事業者から委託を受け、産業廃棄物の焼却、破碎等の処理をするものをいいます。

最終処分業者とは、事業者から委託を受け、産業廃棄物の埋立処分をする者をいいます。

特別徴収義務者とは、納税義務者から税を徴収し、県に納入する義務を負うものをいいます。
(焼却処理を行う中間処理業者及び最終処分業者になります。)

(注) 破碎処理等を行う中間処理業者に処理を委託した場合、
破碎処理等の中間処理をした後に、その一部が焼却施設
又は最終処分場に搬入されたときは、その時点で課税されます。



宮崎県森林環境税

この税は、県土の保全、水源のかん養など県民が享受している森林の有する公益的な機能の重要性にかんがみ、県及び県民等が協働して取り組む森林環境の保全に関する施策の費用に充てるため、平成18年4月1日に導入したものです。

課税方式は、県民税均等割超過課税方式(法定普通税)です。

納める人

(1)個人の場合

毎年1月1日現在で

- ・県内に住所のある人
- ・県内に事務所、事業所又は別荘などの家屋敷を持っている人で、その所在する市町村に住所のない人

(2)法人の場合

- ・県内に事業所(本店・支店・工場など)がある法人(法人格のない社団又は財団で収益事業を行っており、代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)
- ・県内に事業所はないが、寮、宿泊所・クラブなどを持っている法人

納める額

(1)個人の場合 年額500円

(2)法人の場合 均等割額の5%相当額

資本金等の額	従来の均等割額	森林環境税	森林環境税導入後の均等割額 = +
50億円超	800,000円	40,000円	840,000円
10億円超～50億円	540,000円	27,000円	567,000円
1億円超～10億円	130,000円	6,500円	136,500円
1千万円超～1億円	50,000円	2,500円	52,500円
1千万円以下	20,000円	1,000円	21,000円

非課税

個人の場合、次の人には課税されません。

生活保護法による生活扶助を受けている人

障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下であることにより均等割を課することができない人

納税

(1) 個人の場合

県民税均等割に加算して、住民税として市町村に納めます。

給与所得者の方は、給与支払者が給料から、年金所得者の方は、年金保険者が年金から差し引いて納めます。

また、個人事業者等の方は、市町村から送付される納税通知書で市町村民税とあわせて納めます。

(2) 法人の場合

均等割額に加算して県税・総務事務所に申告納付します。

税収の用途

以下のような施策のために活用します。

県民の理解と参画による森林(もり)づくり

ア 森林ボランティア等の森林(もり)づくり活動の支援

イ 企業の森づくり支援等

多面的機能を発揮する豊かな森林(もり)づくり

ア 公益上重要な水源地域等における広葉樹の植栽

イ 荒廃した溪流の流木流出防止対策

ウ 公益上重要な森林の速やかな再造林等

森林を守り育む次代の人づくり

ア 学校等への森林環境教育指導者派遣

イ みどりの少年団活動の支援等

課税期間

課税の期間は以下のとおりです。

(1) 個人の場合 平成18年度分から令和7年度分まで

(2) 法人の場合 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度分

延滞金・加算金

延滞金

税金を納期限までに納めないときに、次に掲げる額が延滞金として加算されて徴収されます。

納期限の翌日から1か月を経過する日まで
税額に「延滞金特例基準割合 + 1%」を乗じて計算した額(令和4年中は 2.4%)
1か月を経過する日の翌月から納税の日まで
税額に「延滞金特例基準割合 + 7.3%」を乗じて計算した額(令和4年中は 8.7%)

延滞金特例基準割合 = 国内銀行の貸出約定平均金利の平均(前々年9月～前年8月) + 1%

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間の延滞金特例基準割合は 1.4%となっています。

ただし、延滞金の計算の基礎となる税額が2,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。
また、延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てて計算します。
算出された延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
また、延滞金の金額が1,000円未満であるときは、延滞金は徴収されません。

加算金

利子割県民税、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人事業税(特別法人事業税又は地方法人特別税)、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽油引取税及び産業廃棄物税について、事実より少なく申告したり、申告しなかったり、また、税を免れようとした場合に徴収されます。

過少申告加算金

期限内に申告をした場合で、その申告額が実際よりも少なかったため、後日正しい額に訂正したり(修正申告)、訂正された(更正)場合にかかります。

納める額: 訂正により増加した税額の10%

なお、訂正により増加した税額が、期限内に申告した税額又は50万円のいずれか多い額を超える場合には、その超える部分の税額の5%を更に加算します。

不申告加算金

期限後に申告をした場合又は申告しなかった場合にかかります。

納める額: 納める税額の15%(50万円を超える部分は20%、令和6年1月1日から、300万円を超える部分は30%)

ただし、決定(申告がないため、県が調査により税額を決める)があることを予知しないで期限後に申告した場合は5%です。

令和6年1月1日より、3年度分連続して期限後申告である場合に、当該3年度目の申告については10%加算されます。

重加算金

二重帳簿を作るなどして、故意に税を免れようとした場合にかかります。

この場合には過少申告加算金、不申告加算金はかかりません。

納める額: 期限内に申告をしている場合……………免れようとした税額の35%
期限後に申告をした場合 }
申告をしなかった場合 } ……………納める税額の40%
(一部例外があります。)

納税の猶予・減免など

税金は、納期限までに納めなければなりません。納税者が災害により被害を受けた場合などその実状により納税の猶予・減免などが認められることがあります。

なお、納税の猶予・減免を受けるためには、申請が必要です。

納税の猶予

次の場合には、1年以内(事情によっては最長2年まで)の期間、納税が猶予されることがあります。なお、猶予される金額が100万円を超える場合等は、原則として担保が必要です。

1 徴収の猶予

本人の財産が災害(震災、風水害、火災など)や盗難にあったとき
本人や家族が病気にかかったり、負傷したとき
事業に大きな損失を受けたとき、又は事業を廃止(休止)したとき
などの理由により県税を一時に納付することができないと認められるとき

2 換価の猶予

県税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、県税の納付について誠実な意思があると認められるとき

納期限等の延長

災害などにより、期限までに申告や納付ができない場合は、期限が延長されます。

延長される期限は、災害などがやんだときから2か月以内です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告や納付ができない場合は、所管する県税・総務事務所に申請を行うことにより、個別の期限延長が認められる場合があります。

県税の減免(主なもの)

次の県税については、それぞれの理由に該当する場合には、減額又は免除されることがあります。

1 個人事業税

- (1) 災害により被害を受けたとき
- (2) 生活保護法による生活扶助を受けているとき

2 不動産取得税

- (1) 災害により不動産に被害を受け、それに代わる不動産を被災後3年以内に取得したとき
- (2) 取得した不動産がその取得直後に災害を受け、滅失又は損壊したとき

3 自動車税環境性能割

障がい者についての条件は自動車税種別割と同じ。(P31)

4 自動車税種別割

- (1) 天災などにより被害を受け、運行が不能になったとき
- (2) 一定の級以上の身体に障がいのある方、戦傷病者、精神に障がいのある方又は知的障がいのある方(以下「障がい者」といいます。)が所有する自動車又は障がい者と生計を一にする者が所有する自動車、次の要件に該当するとき(P34)
 - ア 障がい者自らが運転するとき
 - イ 障がい者と生計を一にする者がもっぱら障がい者のために運転するとき
- (3) 障がい者のみで構成される世帯に属する障がい者が所有する自動車で、当該障がい者を常時介護する者が障がい者のために運転するとき(P34)

県税における救済制度

更正の請求

法人県民税、利子割県民税、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人事業税(特別法人事業税又は地方法人特別税)、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽油引取税及び産業廃棄物税の申告書を提出した後に、税額が過大であったことなどを発見したときは、法定納期限から5年以内(国の税務官署の更正があった場合など、特定の場合は、その理由が生じた日の翌日から起算して2か月以内)に限り、更正の請求をすることができます。

県税に対する不服申立て

県税の賦課、徴収などについて不服がある場合には、知事に対して「審査請求」をすることができます。「審査請求」ができる期間は、原則としてその処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内です。

審査請求書はなるべく所轄の県税・総務事務所を経由して提出してください。

